

## ※ 指定施設の案やねり、今後の検証による変更があらわゆるやねり。

○ 施設基準第〇〇号

児童福祉法（昭和二十一法律第六十四号）第百十回第三条（同法第六十回第三条の二第一項）  
並びにこれに読み替えて適用する場合を除む。以下「法」といふ。）の規定に基き、児童福祉法上端へて規定  
施設支援に該する費用の額を算定する指針をもつて定め、平成十八年四月一日から適用する。

平成十八年 四 四

児童福祉法上端へて規定する費用の額を算定する指針をもつて定め、平成十八年四月一日から適用する。  
児童福祉法（昭和二十一法律第六十四号）第百十回第三条（同法第六十回第三条の二第一項）の規定に基  
く、規定施設支援（法律第百十回第三条の二第一項）の規定に基く、児童福祉法上端へて規定  
施設支援に該する費用の額を算定する指針をもつて定め、平成十八年四月一日から適用する。  
（注）算定した費用の額とする。

別表

障害児施設給付費単位数表

通則

1 指定施設支援に要する費用の額は、第1の1（注4から注6までを除く。）、2、4及び5、第  
2の1（注2を除く。）、2、3、5及び6、第3の1（注3、注5及び注6を除く。）2、3、

- 1 -

- 3 -

4、5、7及び8、第4の1（注2から注5までを除く。）、2、3、4、6、7及び8により算定  
する単位に別に厚生労働大臣が定める一単位の単価を乗じて得た額に、第1の1（注4から注6ま  
でに限る。）、3、第2の1（注2に限る。）及び4、第3の1（注3、注5及び注6に限る。）  
、6、第4の1（注2から注5までに限る。）、5、第5の1により算定する単位に10円を乗じて  
得た額を加えた額とする。

2 1の規定により指定施設支援に要する費用の額を算定した場合において、その額に1円未満の端  
数があるときは、その端数金額は切り捨てて計算するものとする。

第1 知的障害児施設支援

1 知的障害児施設付費（1日につき）

イ 指定知的障害児施設の場合

- (1) 入所定員が5人以上10人未満の場合で当該施設が単独施設であるとき
- (2) 入所定員が10人の場合

440単位

1,258単位  
667単位

- (1) 当該施設が主たる施設であるとき
- (2) 当該施設が主たる施設であるとき
- (3) 当該施設が主たる施設であるとき
- (4) 入所定員が11人以上20人以下の場合

(1) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

(2) 当該施設が主たる施設であるとき

(3) 当該施設が単独施設であるとき

(4) 入所定員が21人以上50人以下の場合

(5) 入所定員が41人以上70人以下の場合

(6) 入所定員が41人以上60人以下の場合

(7) 入所定員が51人以上80人以下の場合

(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合

(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合

(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合

(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合

(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合

(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合

(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合

(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合

(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合

443単位

850単位

667単位

606単位

544単位

527単位

509単位

491単位

473単位

454単位

452単位

451単位

449単位

447単位

445単位

443単位

441単位

438単位

436単位

432単位

429単位

429単位

409単位

399単位

369単位

339単位

309単位

279単位

249単位

219単位

189単位

159単位

129単位

99単位

69単位

39卖位

19卖位

19卖位

注1 指定知的障害児施設（児童福祉法に基づく指定知的障害児施設等の人員、設備及び運営に関  
する基準（平成18年厚生労働省令第〇〇号。以下「指定施設基準」という。）第2条第2号に  
規定する指定知的障害児施設をいう。以下同じ。）、指定第一種自閉症児施設（指定施設基準  
第2条第3号に規定する指定第一種自閉症児施設をいう。以下同じ。）又は指定第二種自閉症



(16) 入所定員が171人以上80人以下の場合

(17) 入所定員が181人以上90人以下の場合

(18) 入所定員が191人以上の場合

8単位  
8単位  
8単位

4 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の1月間の該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度知的障害児支援加算として、1日につきイに掲げる障害児については198単位を、ロに掲げる障害児については198単位を所定単位数に加算する。

イ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する児童であること。

(1) 知能指数がおおむね35以下と判定された障害児であって、次のいずれかに該当する障害児であること。

(一) 食事、着脱衣、排便及び洗面等日常生活の介助を必要とし、社会生活への適応が著しく困難であるもの。

(二) 頻繁なんかん排泄又は失禁、食べられないものを口に入れる、異常、暴動、その他問題行為を有し、監護を必要とするもの。

(2) 盲（強度の弱視を含む。）若しくはろうあ（強度の難聴を含む。）又は肢体不自由を

有する児童であつて知能指数がおおむね50以下と判定されたもの。

ロ イに掲げる障害児であつて、次のいずれかに該当するもの。

(1) 年齢が6歳未満のもの。

(2) 重症心身障害児施設を退所後3年未満のもの。

(3) 入所後1年未満のもの。

5 4に該当する障害児であつて、視覚障害、肢體不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、能若しくはそしやく機能の障害、肢体不自由、内部障害（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸若しくは小腸の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害をいう。）

、知的障害又は精神障害（知的障害を除く。）のうち3以上の障害を有する障害児（以下「重複障害児」という。）である入所児に対し、指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合は、重度重複障害児加算と

して、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

6 別に厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、指定施設支援を行った場合は、強度行動障害特別支援加算として、1日につき781単位を所定単位数に加算する。

7 知的障害児施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

8 当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数（以下「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該指定知的障害児施設、指定第二種自閉症児施設の入所定員の数又は平成18年9月1日における当該指定第一種自閉症児施設の措置人員から当該月における法第27条第1項第3号による措置によつて入所している児童の数を減じた数に30.4を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。

ただし、当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設又は指定第二種自閉症児施設が、施設給付決定保護者（法第24条の2第1項に規定する施設給付決定保護者をいう。以下同じ。）から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額（指定施設基準第2条第14号に規定する施設利用者負担額をいう。以下同じ。）として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式  
(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 当該指定知的障害児施設、指定第一種自閉症児施設

- 9 -

- 11 -

又は指定第二種自閉症児施設における所定単位数 ÷ 実利用延べ日数

2 入院・外泊時加算

指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、入所児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所児に対して外泊を認めた場合は、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の965に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。

イ 6日目まで

(1) 入所定員が60人以下の場合

320単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合

288単位

(3) 入所定員が91人以上の場合

252単位

ロ、7日目から12日目まで

160単位

(1) 入所定員が60人以下の場合

144単位

(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合

126単位

(3) 入所定員が91人以上の場合

自活訓練加算（1日につき）



(13) 入所定員が61人以上170人以下の場合

3単位

3単位

3単位

3単位

3単位

(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合

3単位

3単位

3単位

(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合

3単位

3単位

(16) 入所定員が191人以上の場合

3単位

障害児施設又は指定第一種指定知的障害児施設の従業者が、施設支援計画（指定施設支援基準第26条に規定する施設支援計画）という。以下同じ。）に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回に限り、入院の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

## 第二 知的障害児通園施設支援

### 1 知的障害児通園施設付費（1日につき）

イ 知的障害児又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合

(1) 入所定員が30人以下の場合

634単位

(2) 入所定員が31人以上40人以下の場合

581単位

(3) 入所定員が41人以上50人以下の場合

526単位

(4) 入所定員が51人以上60人以下の場合

475単位

(5) 入所定員が61人以上70人以下の場合

456単位

(6) 入所定員が71人以上80人以下の場合

437単位

(7) 入所定員が81人以上の場合

417単位

ロ 翼賄幼児に対する指定施設支援を行う場合

(1) 第3の1のハの(1)から(3)までに掲げる単位数

- 19 -

注 1 指定知的障害児通園施設（指定施設基準第2条第5号に規定する指定知的障害児通園施設をいう。以下同じ。）において、指定施設支援を行った場合に、障害児の種別及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が認定する指定知的障害児通園施設の場合は、所定単位数を算定する。

2 幼児である入所児（難聴幼児を除く。）に対して、指定施設支援を行った場合は、幼児加算として、1日につき253単位を所定単位数に加算する。

3 知的障害児通園施設付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

4 当該指定知的障害児通園施設の1月間の指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数（以下算式において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該指定知的障害児通園施設の入所定員の数から当該月における児童福祉法第27条第1項第3号による措置によって入所している児童の数を減じた数に22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下算式において「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定知的障害児通園施設が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金

ロ 利用者の日常生活の状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

3 ハについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指定期的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

イ 管理栄養士又は栄養士（注1のイ又は注2のイに該当するものを除く。）を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活の状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っていること。

5 入院時特別支援加算

イ 当該月における入院期間（入院の初日及び最終日並びに2が算定される期間を除く。ロ及び注において同じ。）の日数の合計が7日未満の場合

561単位

ロ 当該月における入院期間の合計日数が7日以上の場合

1,122単位

注 指定期的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設において、家族等から入院に係る支援を受けることが困難な入所児が病院又は診療所（当該指定知的障害児施設又は指定第二種自閉症児施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定知的

額を徴収した場合は、加算しない。

### 算式

(加算算定期準数 - 実利用延べ日数) × 当該指定知的障害児通園施設における所定単位数 + 実

### 利用者負担上限額管理加算

注 当該指定知的障害児通園施設が入所児の施設給付決定保護者から、指定施設支援基準第23条の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

### 利用延べ日数

150単位  
注 当該指定知的障害児通園施設が入所児の施設給付決定保護者から、指定施設支援基準第23条の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

### 実業管理体制加算

#### イ 実業管理体制加算(Ⅰ)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合  
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合  
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合  
(4) 入所定員が71人以上80人以下の場合  
(5) 入所定員が81人以上90人以下の場合  
(6) 入所定員が91人以上100人以下の場合

- 21 -

- 30単位  
25単位  
21単位  
19単位  
16単位  
15単位

- (6) 入所定員が91人以上100人以下の場合  
(7) 入所定員が101人以上110人以下の場合  
(8) 入所定員が111人以上120人以下の場合  
(9) 入所定員が121人以上130人以下の場合  
(10) 入所定員が131人以上140人以下の場合  
(11) 入所定員が141人以上150人以下の場合  
(12) 入所定員が151人以上160人以下の場合  
(13) 入所定員が161人以上170人以下の場合  
(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合  
(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合  
(16) 入所定員が191人以上の場合

注 1 イについては、次に掲げるいずれの基準にも適合するものとして都道府県知事に届け出た指

定知的障害児通園施設について、1日につき入所定員に応じた単位数を所定単位数に加算する。

イ 栄養士(注1のイに該当するものを除く。)を1名以上配置していること。

ロ 利用者の日常生活の状況、嗜好等を把握し、安全で衛生に留意し適切な食事管理を行っ

ていること。

- (1) 入所定員が111人以上120人以下の場合  
(2) 入所定員が121人以上130人以下の場合  
(3) 入所定員が131人以上140人以下の場合  
(4) 入所定員が141人以上150人以下の場合  
(5) 入所定員が151人以上160人以下の場合  
(6) 入所定員が161人以上170人以下の場合  
(7) 入所定員が171人以上180人以下の場合  
(8) 入所定員が181人以上190人以下の場合  
(9) 入所定員が191人以上の場合

- 23 -

- 13単位  
12単位  
11単位  
10単位  
10単位  
9単位  
8単位  
8単位  
7単位

- 4 食事提供体制加算  
イ 食事提供体制加算(Ⅰ)  
ロ 食事提供体制加算(Ⅱ)

### 口 栄養管理体制加算(Ⅱ)

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合  
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合  
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合  
(4) 入所定員が71人以上80人以下の場合  
(5) 入所定員が81人以上90人以下の場合

- 16単位  
13単位  
11単位  
10単位  
9単位

- 1 指定知的障害児通園施設に從事する調理員による食事の提供があること又は調理業務を第三者に委託していること等当該指定知的障害児通園施設の責任において食事の提供のための体制を整えているものとして都道府県知事に届け出た指定知的障害児通園施設において、指定施設支援を行った場合は、平成21年3月31日までの間、1月につき所定単位数を加算する。  
2 イについては、児童福祉法施行令第27条の11第1項第1号に掲げる者のうち、施設給付決定保護者及び施設給付決定保護者と同一の世帯に属する者的地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)の同法第29条第1項第

- 22 -

- 24 -

2号に掲げる所持型（同法第328条の規定によって課する所得型を除く。）の額を合算した額が二万円未満であるもの（以下「中間所得者」という。）の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児及び児童福祉法施行令第27条の11第1項第2号から第4号までに掲げる施設給付決定保険者（以下「低所得者等」という。）の施設給付決定に係る障害児（小学校就学前の障害児を除く。）の場合に算定する。

3 ロについては、低所得者等の施設給付決定に係る小学校就学前の障害児の場合に算定する。

### 5 家庭連携加算

#### (1) 所要時間1時間未満の場合

#### (2) 所要時間1時間以上の場合

注 指定施設基準第55条第1項の規定により指定知的障害児通園施設に置くべき従業者のいずれかの職種の者が、あらかじめ施設給付決定保険者の同意を得て、施設支援計画に基づき、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

### 6 訪問支援特別加算

#### (1) 所要時間1時間未満の場合

187単位

- 25 -

#### (2) 所要時間1時間以上の場合

280単位

注 指定知的障害児通園施設において継続して指定施設支援を利用する入所児が、連続して5日以上の間、当該指定施設支援の利用がなかった場合において、指定知的障害児通園施設の従業者が、施設支援計画に基づき、あらかじめ当該入所児及び施設給付決定保険者の同意を得て、当該入所児の居宅を訪問して当該指定知的障害児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

### 第3 雨ろうあ児施設支援

#### 1 苗ろうあ児施設給付費（1日につき）

#### イ 指定雨ろうあ児施設の場合は

##### (1) 入所定員が5人の場合

(一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき

(二) 当該施設が主たる施設であるとき

(三) 当該施設が単独施設であるとき

(四) 入所定員が11人以上15人以下の場合

(一) 当該施設が主たる施設であるとき

(二) 当該施設が単独施設であるとき

(三) 当該施設が単独施設であるとき

422単位

1,250単位

605単位

378単位

930単位

363単位

777単位

606単位

351単位

720単位

606単位

- 27 -

#### (1) 入所定員が26人以上30人以下の場合

480単位

606単位

543単位

543単位

480単位

606単位

534単位

606単位

466単位

466単位

451単位

451単位

451単位

- (3) 入所定員が10人の場合
- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき
  - (4) 入所定員が11人以上15人以下の場合
  - (一) 当該施設が主たる施設であるとき
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき
  - (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
  - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき
  - (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
  - (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき

(1) 入所定員が5人の場合	422単位
(2) 入所定員が11人以上15人以下の場合	1,250単位
(3) 入所定員が16人以上20人以下の場合	605単位
(4) 入所定員が21人以上25人以下の場合	378単位
(5) 入所定員が26人以上30人以下の場合	930単位
(6) 入所定員が41人以上50人以下の場合	363単位
(7) 入所定員が51人以上60人以下の場合	777単位
(8) 入所定員が61人以上70人以下の場合	606単位
(9) 入所定員が71人以上80人以下の場合	351単位
(10) 入所定員が81人以上90人以下の場合	720単位
(11) 入所定員が91人以上100人以下の場合	606単位
(12) 入所定員が101人以上110人以下の場合	451単位
(13) 入所定員が111人以上120人以下の場合	451単位
(14) 入所定員が121人以上130人以下の場合	451単位
(15) 入所定員が131人以上140人以下の場合	451単位
(16) 入所定員が141人以上150人以下の場合	451単位
(17) 入所定員が151人以上160人以下の場合	451単位
(18) 入所定員が161人以上170人以下の場合	451単位
(19) 入所定員が171人以上180人以下の場合	451単位
(20) 入所定員が181人以上190人以下の場合	451単位
(21) 入所定員が191人以上200人以下の場合	451単位
(22) 入所定員が201人以上210人以下の場合	451単位
(23) 入所定員が211人以上220人以下の場合	451単位
(24) 入所定員が221人以上230人以下の場合	451単位
(25) 入所定員が231人以上240人以下の場合	451単位
(26) 入所定員が241人以上250人以下の場合	451単位
(27) 入所定員が251人以上260人以下の場合	451単位
(28) 入所定員が261人以上270人以下の場合	451単位
(29) 入所定員が271人以上280人以下の場合	451単位
(30) 入所定員が281人以上290人以下の場合	451単位
(31) 入所定員が291人以上300人以下の場合	451単位
(32) 入所定員が301人以上310人以下の場合	451単位
(33) 入所定員が311人以上320人以下の場合	451単位
(34) 入所定員が321人以上330人以下の場合	451単位
(35) 入所定員が331人以上340人以下の場合	451単位
(36) 入所定員が341人以上350人以下の場合	451単位
(37) 入所定員が351人以上360人以下の場合	451単位
(38) 入所定員が361人以上370人以下の場合	451単位
(39) 入所定員が371人以上380人以下の場合	451単位
(40) 入所定員が381人以上390人以下の場合	451単位
(41) 入所定員が391人以上400人以下の場合	451単位
(42) 入所定員が401人以上410人以下の場合	451単位
(43) 入所定員が411人以上420人以下の場合	451単位
(44) 入所定員が421人以上430人以下の場合	451単位
(45) 入所定員が431人以上440人以下の場合	451単位
(46) 入所定員が441人以上450人以下の場合	451単位
(47) 入所定員が451人以上460人以下の場合	451単位
(48) 入所定員が461人以上470人以下の場合	451単位
(49) 入所定員が471人以上480人以下の場合	451単位
(50) 入所定員が481人以上490人以下の場合	451単位
(51) 入所定員が491人以上500人以下の場合	451単位
(52) 入所定員が501人以上510人以下の場合	451単位
(53) 入所定員が511人以上520人以下の場合	451単位
(54) 入所定員が521人以上530人以下の場合	451単位
(55) 入所定員が531人以上540人以下の場合	451単位
(56) 入所定員が541人以上550人以下の場合	451単位
(57) 入所定員が551人以上560人以下の場合	451単位
(58) 入所定員が561人以上570人以下の場合	451単位
(59) 入所定員が571人以上580人以下の場合	451単位
(60) 入所定員が581人以上590人以下の場合	451単位
(61) 入所定員が591人以上600人以下の場合	451単位
(62) 入所定員が601人以上610人以下の場合	451単位
(63) 入所定員が611人以上620人以下の場合	451単位
(64) 入所定員が621人以上630人以下の場合	451単位
(65) 入所定員が631人以上640人以下の場合	451単位
(66) 入所定員が641人以上650人以下の場合	451単位
(67) 入所定員が651人以上660人以下の場合	451単位
(68) 入所定員が661人以上670人以下の場合	451単位
(69) 入所定員が671人以上680人以下の場合	451単位
(70) 入所定員が681人以上690人以下の場合	451単位
(71) 入所定員が691人以上700人以下の場合	451単位
(72) 入所定員が701人以上710人以下の場合	451単位
(73) 入所定員が711人以上720人以下の場合	451単位
(74) 入所定員が721人以上730人以下の場合	451単位
(75) 入所定員が731人以上740人以下の場合	451単位
(76) 入所定員が741人以上750人以下の場合	451単位
(77) 入所定員が751人以上760人以下の場合	451単位
(78) 入所定員が761人以上770人以下の場合	451単位
(79) 入所定員が771人以上780人以下の場合	451単位
(80) 入所定員が781人以上790人以下の場合	451単位
(81) 入所定員が791人以上800人以下の場合	451単位
(82) 入所定員が801人以上810人以下の場合	451単位
(83) 入所定員が811人以上820人以下の場合	451単位
(84) 入所定員が821人以上830人以下の場合	451単位
(85) 入所定員が831人以上840人以下の場合	451単位
(86) 入所定員が841人以上850人以下の場合	451単位
(87) 入所定員が851人以上860人以下の場合	451単位
(88) 入所定員が861人以上870人以下の場合	451単位
(89) 入所定員が871人以上880人以下の場合	451単位
(90) 入所定員が881人以上890人以下の場合	451単位
(91) 入所定員が891人以上900人以下の場合	451単位
(92) 入所定員が901人以上910人以下の場合	451単位
(93) 入所定員が911人以上920人以下の場合	451単位
(94) 入所定員が921人以上930人以下の場合	451単位
(95) 入所定員が931人以上940人以下の場合	451単位
(96) 入所定員が941人以上950人以下の場合	451単位
(97) 入所定員が951人以上960人以下の場合	451単位
(98) 入所定員が961人以上970人以下の場合	451単位
(99) 入所定員が971人以上980人以下の場合	451単位
(100) 入所定員が981人以上990人以下の場合	451単位
(101) 入所定員が991人以上1000人以下の場合	451単位
(102) 入所定員が1001人以上1010人以下の場合	451単位
(103) 入所定員が1011人以上1020人以下の場合	451単位
(104) 入所定員が1021人以上1030人以下の場合	451単位
(105) 入所定員が1031人以上1040人以下の場合	451単位
(106) 入所定員が1041人以上1050人以下の場合	451単位
(107) 入所定員が1051人以上1060人以下の場合	451単位
(108) 入所定員が1061人以上1070人以下の場合	451単位
(109) 入所定員が1071人以上1080人以下の場合	451単位
(110) 入所定員が1081人以上1090人以下の場合	451単位
(111) 入所定員が1091人以上1100人以下の場合	451単位
(112) 入所定員が1101人以上1110人以下の場合	451単位
(113) 入所定員が1111人以上1120人以下の場合	451単位
(114) 入所定員が1121人以上1130人以下の場合	451単位
(115) 入所定員が1131人以上1140人以下の場合	451単位
(116) 入所定員が1141人以上1150人以下の場合	451単位
(117) 入所定員が1151人以上1160人以下の場合	451単位
(118) 入所定員が1161人以上1170人以下の場合	451単位
(119) 入所定員が1171人以上1180人以下の場合	451単位
(120) 入所定員が1181人以上1190人以下の場合	451単位
(121) 入所定員が1191人以上1200人以下の場合	451単位
(122) 入所定員が1201人以上1210人以下の場合	451単位
(123) 入所定員が1211人以上1220人以下の場合	451単位
(124) 入所定員が1221人以上1230人以下の場合	451単位
(125) 入所定員が1231人以上1240人以下の場合	451単位
(126) 入所定員が1241人以上1250人以下の場合	451単位
(127) 入所定員が1251人以上1260人以下の場合	451単位
(128) 入所定員が1261人以上1270人以下の場合	451単位
(129) 入所定員が1271人以上1280人以下の場合	451単位
(130) 入所定員が1281人以上1290人以下の場合	451単位
(131) 入所定員が1291人以上1300人以下の場合	451単位
(132) 入所定員が1301人以上1310人以下の場合	451単位
(133) 入所定員が1311人以上1320人以下の場合	451単位
(134) 入所定員が1321人以上1330人以下の場合	451単位
(135) 入所定員が1331人以上1340人以下の場合	451単位
(136) 入所定員が1341人以上1350人以下の場合	451単位
(137) 入所定員が1351人以上1360人以下の場合	451単位
(138) 入所定員が1361人以上1370人以下の場合	451単位
(139) 入所定員が1371人以上1380人以下の場合	451単位
(140) 入所定員が1381人以上1390人以下の場合	451単位
(141) 入所定員が1391人以上1400人以下の場合	451単位
(142) 入所定員が1401人以上1410人以下の場合	451単位
(143) 入所定員が1411人以上1420人以下の場合	451単位
(144) 入所定員が1421人以上1430人以下の場合	451単位
(145) 入所定員が1431人以上1440人以下の場合	451単位
(146) 入所定員が1441人以上1450人以下の場合	451単位
(147) 入所定員が1451人以上1460人以下の場合	451単位
(148) 入所定員が1461人以上1470人以下の場合	451単位
(149) 入所定員が1471人以上1480人以下の場合	451単位
(150) 入所定員が1481人以上1490人以下の場合	451単位
(151) 入所定員が1491人以上1500人以下の場合	451単位
(152) 入所定員が1501人以上1510人以下の場合	451単位
(153) 入所定員が1511人以上1520人以下の場合	451単位
(154) 入所定員が1521人以上1530人以下の場合	451単位
(155) 入所定員が1531人以上1540人以下の場合	451単位
(156) 入所定員が1541人以上1550人以下の場合	451単位
(157) 入所定員が1551人以上1560人以下の場合	451単位
(158) 入所定員が1561人以上1570人以下の場合	451単位
(159) 入所定員が1571人以上1580人以下の場合	451単位
(160) 入所定員が1581人以上1590人以下の場合	451単位
(161) 入所定員が1591人以上1600人以下の場合	451単位
(162) 入所定員が1601人以上1610人以下の場合	451単位
(163) 入所定員が1611人以上1620人以下の場合	451単位
(164) 入所定員が1621人以上1630人以下の場合	451単位
(165) 入所定員が1631人以上1640人以下の場合	451単位
(166) 入所定員が1641人以上1650人以下の場合	451単位
(167) 入所定員が1651人以上1660人以下の場合	451単位
(168) 入所定員が1661人以上1670人以下の場合	451単位
(169) 入所定員が1671人以上1680人以下の場合	451単位
(170) 入所定員が1681人以上1690人以下の場合	451単位
(171) 入所定員が1691人以上1700人以下の場合	451単位
(172) 入所定員が1701人以上1710人以下の場合	451単位
(173) 入所定員が1711人以上1720人以下の場合	451単位
(174) 入所定員が1721人以上1730人以下の場合	451単位
(175) 入所定員が1731人以上1740人以下の場合	451単位
(176) 入所定員が1741人以上1750人以下の場合	451単位
(177) 入所定員が1751人以上1760人以下の場合	451単位
(178) 入所定員が1761人以上1770人以下の場合	451単位
(179) 入所定員が1771人以上1780人以下の場合	451単位
(180) 入所定員が1781人以上1790人以下の場合	451単位
(181) 入所定員が1791人以上1800人以下の場合	451単位
(182) 入所定員が1801人以上1810人以下の場合	451単位
(183) 入所定員が1811人以上1820人以下の場合	451単位
(184) 入所定員が1821人以上1830人以下の場合	451単位
(185) 入所定員が1831人以上1840人以下の場合	451単位
(186) 入所定員が1841人以上1850人以下の場合	451単位
(187) 入所定員が1851人以上1860人以下の場合	451単位
(188) 入所定員が1861人以上1870人以下の場合	451単位
(189) 入所定員が1871人以上1880人以下の場合	451単位
(190) 入所定員が1881人以上1890人以下の場合	451単位
(191) 入所定員が1891人以上1900人以下の場合	451単位
(192) 入所定員が1901人以上1910人以下の場合	451単位
(193) 入所定員が	

- (1) 入所定員が71人以上80人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
436単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
436単位
- (2) 入所定員が31人以上90人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
421単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
421単位
- (3) 入所定員が91人以上の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
405単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
405単位
- 口 指定ろうお児施設の場合
- (1) 入所定員が5人の場合
- (一) 当該施設が併設する施設が主たる施設であるとき  
534単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
602単位
- (2) 入所定員が6人以上9人以下の場合
- (一) 当該施設が併設する施設が主たる施設であるとき  
442単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
602単位

- 29 -

- (1) 入所定員が10人の場合
- (一) 当該施設が併設する施設が主たる施設であるとき  
442単位
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき  
1,240単位
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき  
602単位
- (4) 入所定員が11人以上16人以下の場合
- (一) 当該施設が併設する施設が主たる施設であるとき  
379単位
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき  
923単位
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき  
602単位
- (5) 入所定員が16人以上20人以下の場合
- (一) 当該施設が併設する施設が主たる施設であるとき  
366単位
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき  
775単位
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき  
602単位
- (6) 入所定員が21人以上25人以下の場合
- (一) 当該施設が併設する施設が主たる施設であるとき  
348単位
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき  
675単位
  - (三) 当該施設が単独施設であるとき  
602単位
- (7) 入所定員が26人以上30人以下の場合
- (一) 当該施設に併設する施設が主たる施設であるとき  
477単位
  - (二) 当該施設が主たる施設であるとき  
540単位
- (8) 入所定員が31人以上40人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
477単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
540単位
- (9) 入所定員が41人以上50人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
477単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
540単位
- (10) 入所定員が51人以上60人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
477単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
540単位
- (11) 入所定員が61人以上70人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
449単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
449単位
- (12) 入所定員が71人以上80人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
434単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
434単位
- (13) 入所定員が91人以上90人以下の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
419単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
419単位
- (14) 入所定員が91人以上の場合
- (一) 当該施設が主たる施設であるとき  
404単位
  - (二) 当該施設が単独施設であるとき  
404単位
- ハ 指定難聴幼児通園施設の場合
- (1) 難聴幼児に対する指定施設支援を行う場合
- (一) 入所定員が30人以下の場合  
975単位
  - (二) 入所定員が31人以上40人以下の場合  
896単位
- (2) 知的障害児又は肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合
- (一) 入所定員が41人以上の場合  
817単位
  - (二) 第2の1の(1)から(7)までに掲げる単位数

- 31 -

注1 指定育児施設（指定施設支援基準第2条第6号のイに規定する指定育児施設をいう。以下

同じ。）、指定ろうあ児施設（指定施設支援基準第2条第6号のロに規定する指定ろうあ児施設をいう。以下同じ。）又は指定難聴幼兒通園施設（指定施設支援基準第2条第6号のハ

を行った場合或いは指定離職児児童施設において、児童である入所児（知的障害児又は肢体不自由児に限る。）に対して、指定施設支援を行った場合は、児童加算として、1日につきそれぞれ次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

に規定する指定離職効率連絡施設をいう。以下同じ。)において、指定離職支援を行った場

イ 指定育児施設又は指定ろうあ児施設

78  
第1位

合に、障害児の種別及び入所定員に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方政府

假定。)

卷之三

位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。  
2. 指定箇部基準に定める単位に加え、甲状腺又は腎臓主<sup>1</sup>を各以<sup>1</sup>上配置しているものヒ

4 指定施設基準に定める員数の従事者に加え、職業指導員を1名以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろう・気児施設において、指定施設支援を行

して都道府県知事に届け出た指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を

つた場合は、1日につき次に掲げる単位

イ 行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を別定単位数に加算する。  
入所定員が5人以下の場合

八 人所足場から入以外の場合

296

(1) 当該施設に併設する施設があるとき  
④ すべてが賃料を支給するべき  
57單位

(2) 当該施設が単独施設であるとき

49

□ 入所定員が6人以上10人以下の場合

(1) 当該施設に併設する施設があると

148

(1) 当該施設に併設する施設があるとき  
 (2) 当該施設が単独施設であるとき

(2) 当該施設が単独施設であるとき  
ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合

49

١

6

ハ 入所定員が11人以上15人以下の場合	(1) 当該施設に併設する施設があるとき (2) 当該施設が単独施設であるとき
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	114単位
(2) 当該施設が単独施設であるとき	49単位
二 入所定員が16人以上20人以下の場合	57単位
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	(1) 当該施設に併設する施設があるとき (2) 当該施設が単独施設であるとき
(2) 当該施設が単独施設であるとき	73単位
三 入所定員が21人以上25人以下の場合	49単位
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	(1) 当該施設に併設する施設があるとき (2) 当該施設が単独施設であるとき
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
四 入所定員が26人以上30人以下の場合	59単位
ヘ 入所定員が26人以上30人以下の場合	49単位
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	(1) 当該施設に併設する施設があるとき (2) 当該施設が単独施設であるとき
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
ト 入所定員が31人以上35人以下の場合	49単位
(1) 当該施設に併設する施設があるとき	(1) 当該施設に併設する施設があるとき (2) 当該施設が単独施設であるとき
(2) 当該施設が単独施設であるとき	57単位
チ 入所定員が36人以上40人以下の場合	49単位
リ 入所定員が41人以上50人以下の場合	49単位
ヌ 入所定員が51人以上60人以下の場合	39単位
ヌ 入所定員が61人以上70人以下の場合	29単位
ル 入所定員が71人以上80人以下の場合	26単位
ル 入所定員が81人以上90人以下の場合	23単位
ル 入所定員が91人以上100人以下の場合	20単位

ヲ 入所定員が81人以上90人以下の場合	17単位
ワ 入所定員が91人以上100人以下の場合	14単位
カ 入所定員が101人以上110人以下の場合	13単位
コ 入所定員が111人以上120人以下の場合	12単位
タ 入所定員が121人以上130人以下の場合	11単位
レ 入所定員が131人以上140人以下の場合	10単位
ソ 入所定員が141人以上150人以下の場合	9単位
ツ 入所定員が151人以上160人以下の場合	9単位
ネ 入所定員が161人以上170人以下の場合	9単位
ナ 入所定員が171人以上180人以下の場合	8単位
ラ 入所定員が181人以上190人以下の場合	8単位
ム 入所定員が191人以上の場合	8単位

5 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定盲児施設、指定ろうあ児施設において、次のいずれかに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度盲ろうあ児支援加算として、1日につき又は口に掲げる単位数を、施設種別に応じ、それぞれ所定単位数に加算する。

- 37 -

イ 次の(1)、(2)のいずれかに該当する盲児（強度の弱視を含む。）又はろうあ児（強度の難聴を含む。）であること。	
(1) 知的障害を有するために盲児施設又はろうあ児施設において、特別の保護指導を行なわれば社会適応能力の向上が困難と認められるもの。	
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大部部分に介助を必要とするもの。	
(-) 指定盲児施設の場合	
(-) 指定ろうあ児施設の場合	
ロ イに掲げる障害児のうち、知能指数が35以下と判定されたもので、入所後1年未満のもの。	
(-) 指定盲児施設の場合	
(-) 指定ろうあ児施設の場合	

6 5に該当する障害児であつて、重複障害児である入所児に対して、指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において、指定施設支援を行った場合は、重度重複障害児加算として、1日につき111単位を所定単位数に加算する。

7 盲ろうあ児施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるとところによる。

8 当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計又は指定難聴幼児通園施設の1月間の通所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数（以下において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設の入所定員又は指定難聴幼児通園施設の通所している児童の数を減じた数に指定盲児施設又は指定ろうあ児施設において指定施設支援を行う場合には30.4を、指定難聴幼児通園施設において指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下において「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設が、施設給付決定保険者から当該施設給付決定保険者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。	2 入院・外泊時加算
(加算算定基準数 - 実利用延べ日数) × 当該指定盲児施設、指定ろうあ児施設又は指定難聴幼児通園施設における所定単位数 ÷ 実利用延べ日数	
	3 利用者負担上課額管理加算
	注 当該指定難聴幼児通園施設が通所による入所児の施設給付決定保険者から指定施設支援基準

- 39 -

指定期間内に該当する盲児施設又は指定ろうあ児施設において、入所児が病院若しくは診療所への入院を要した場合又は入所児に対して外泊を認めた場合は、1月に12日を限度として所定単位数に代えて1日につき次に掲げる単位数（地方公共団体が設置する指定盲児施設又は指定ろうあ児施設の場合は、次に掲げる単位数の1000分の96に相当する単位数とする。）を算定する。ただし、入院又は外泊の初日及び最終日は、算定しない。	2 入院・外泊時加算
イ 6日目まで	
(1) 入所定員が50人以下の場合	320単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	288単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	252単位
ロ 7日目から12日目まで	
(1) 入所定員が50人以下の場合	160単位
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合	144単位
(3) 入所定員が91人以上の場合	120単位





する病院又は診療所を除く。)への入院を要した場合に、指定育児施設又は指定ろうあ児施設の従業者が、施設支援計画(指定施設支援基準第26条に規定する施設支援計画をいう。以下この第1から第3までに同じ。)に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合には、1月につき1回に限り、入院の日数の合計に応じ、所定単位数を算定する。

#### 7 家庭連携加算

##### (1) 所要時間1時間未満の場合

##### (2) 所要時間1時間以上の場合

注 指定施設基準第67条第1項の規定により指定難聴幼児通園施設に置くべき従業者のいすれかの職種の者が、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、施設支援計画に基づき、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

#### 8 訪問支援特別加算

##### (1) 所要時間1時間未満の場合

##### (2) 所要時間1時間以上の場合

187単位  
280単位

注 (1) 所要時間1時間未満の場合

(2) 所要時間1時間以上の場合

187単位  
280単位

注 指定難聴幼児通園施設において継続して指定施設支援を受けた入所児が、最後に指定施設支援を受けた日の翌日から5日の間、指定施設支援その他の福祉サービスの利用がなかった場合において、指定難聴幼児通園施設の従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該入所児の施設給付決定保護者の同意を得て、当該入所児の居宅を訪問して当該指定難聴幼児通園施設における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、個別支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

#### 第4 肢体不自由児施設支援

##### 1. 肢体不自由児施設支援費(1日につき)

##### イ 指定肢体不自由児施設入所部の場合

##### ロ 指定医療機関の場合

##### ハ 指定肢体不自由児療養施設の場合

##### (1) 入所定員が50人以下の場合

##### (2) 入所定員が51人以上60人以下の場合

##### (3) 入所定員が61人以上70人以下の場合

##### (4) 入所定員が71人以上の場合

187単位  
699単位  
690単位  
678単位  
665単位

#### 二 指定肢体不自由児施設通園部の場合

##### (1) 肢体不自由児に対する指定施設支援を行う場合

##### (2) 知的障害児に対する指定施設支援を行う場合

##### (3) 第2の1のイの(1)から(3)までに掲げる単位

##### (4) 難聴児に対する指定施設支援を行う場合

##### (5) 第3の1のハの(1)から(3)までに掲げる単位

注 1 指定肢体不自由児施設入所部(指定施設支援基準第2条第7号に規定する指定肢体不自由児施設に係る入所による指定施設支援を行う部門をいう。以下同じ。)、指定医療機関(国立高度専門医療センター若しくは独立行政法人国立病院機構の設置する医療機関であつて厚生労働大臣が指定するものをいう。以下同じ。)又は指定肢体不自由児療養施設(指定施設支援基準第2条第9号に規定する指定肢体不自由児療養施設をいう。以下同じ。)又は指定施設支援基準第2条第7号に規定する指定肢体不自由児施設のうち通所による指定施設支援を行ふ部門及び指定施設支援基準第2条第8号に規定する肢体不自由児通園施設をいう。以下同じ。)

注 2 乳幼児加算

注 指定肢体不自由児施設入所部又は指定医療機関において、乳幼児である入所児に対して、指定施設支援を行った場合は、乳幼児加算として、1月につき70単位を所定単位数に加算する。

注 3 指定肢体不自由児施設通園部において、幼児である知的障害を有する障害児に対して、指定施設支援を行った場合は、幼児加算として、1月につき250単位を所定単位数に加算する。

注 4 指定医療機関又は別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た指定肢体不自由児施設入所部及び指定肢体不自由児療養施設において、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する障害児に対し、指定施設支援を行った場合は、重度肢体不自由児支援加算として、1月につき198単位を所定単位数に加算する。  
(1) 各種補具を用いても身体の移動が困難なもの。  
(2) 機能障害が重度であって、食事、洗面、排泄及び衣服の着脱等の日常生活動作の大半部分に介助を必要とするもの。

注 5 4に該当する障害児であつて重複障害児である入所児に対して、指定肢体不自由児施設入所部

、指定医療機関又は指定肢体不自由児療養施設において、指定施設支援を行った場合は、重度重複障害児加算として、1月につき111単位を所定単位数に加算する。

する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

- 7 当該指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関、指定肢体不自由児療護施設の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数又は指定肢体不自由児施設通園部の1月間の通所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数（以下において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月における当該指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関、指定肢体不自由児施設通園部の措置又は児施設通園部の措置人員の数から当該月における児童福祉法第27条第1項第3号による措置又は法同様第2項による入院委託によって入所している児童の数を減じた数に指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関又は指定肢体不自由児療護施設において指定施設支援を行う場合には30、4を、指定肢体不自由児施設通園部において指定施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下において「加算算定基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1日につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定肢体不自由児施設入所部、指定医療機関、指定肢体不自由児療護施設又は指定肢体不自由児施設通園部が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援による施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

- 53 -

(2) 入所定員が91人以上90人以下の場合

(3) 入所定員が91人以上の場合

144単位  
126単位

注 当該指定肢体不自由児施設通園部が通所による入所児の施設給付決定保護者から指定施設支援基準第23条の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

- 3 利用者負担上限額算出加算  
注 当該指定肢体不自由児施設通園部が通所による入所児の施設給付決定保護者から指定施設支援基準第23条の規定により施設利用者負担額等の管理を依頼され、施設利用者負担額等の管理を行った場合には、1月につき所定単位数を加算する。

#### 4 栄養管理体制加算

##### イ 栄養管理体制加算（I）

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合  
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合  
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合  
(4) 入所定員が71人以上80人以下の場合  
(5) 入所定員が81人以上90人以下の場合  
(6) 入所定員が91人以上100人以下の場合  
(7) 入所定員が101人以上110人以下の場合  
(8) 入所定員が111人以上120人以下の場合

- 55 -

(9) 入所定員が121人以上130人以下の場合  
(10) 入所定員が131人以上140人以下の場合  
(11) 入所定員が141人以上150人以下の場合  
(12) 入所定員が151人以上160人以下の場合  
(13) 入所定員が161人以上170人以下の場合  
(14) 入所定員が171人以上180人以下の場合  
(15) 入所定員が181人以上190人以下の場合  
(16) 入所定員が191人以上の場合

9単位  
8単位  
7単位  
7単位  
6単位  
6単位  
6単位  
18単位  
15単位  
13単位  
12単位  
10単位  
10単位

##### ロ 栄養管理体制加算（II）

- (1) 入所定員が41人以上50人以下の場合  
(2) 入所定員が51人以上60人以下の場合  
(3) 入所定員が61人以上70人以下の場合  
(4) 入所定員が71人以上80人以下の場合  
(5) 入所定員が81人以上90人以下の場合  
(6) 入所定員が91人以上100人以下の場合  
(7) 入所定員が101人以上110人以下の場合

22単位  
18単位  
15単位  
13単位  
12単位  
11単位  
10単位

- イ 入院又は外泊により報酬を算定されない日が1日目から6日目までの期間  
(1) 入所定員が60人以下の場合 320単位  
(2) 入所定員が61人以上90人以下の場合 288単位  
(3) 入所定員が91人以上の場合 252単位  
ロ 入院又は外泊により報酬を算定されない日が7日目から12日目までの期間  
(1) 入所定員が60人以下の場合 160単位

- 54 -

- 56 -



所児が病院又は診療所（当該指定肢体不自由児障害施設の同一敷地内に併設する病院又は診療所を除く。）への入院を要した場合に、指定肢体不自由児障害施設の従業者が、施設支援計画（指定施設支援基準第26条に規定する施設支援計画）をいう。以下この第1から第3までに同じ。）に基づき、当該病院又は診療所を訪問し、当該病院又は診療所との連絡調整及び被服等の準備その他日常生活上の支援を行った場合に、1月につき1回に限り、入院の日数の合計に応じて所定単位数を算定する。

#### 7 家庭通撲加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合  
(2) 所要時間1時間以上の場合

注 指定施設基準第75条第1項又は指定施設基準第76条第1項の規定により指定肢体不自由児施設通園部に置くべき従業者のいすれかの職種の者が、あらかじめ施設給付決定保護者の同意を得て、施設支援計画に基づき、障害児の居宅を訪問して障害児及びその家族等に対する相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、施設支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

#### 8 診間支援特別加算

- (1) 所要時間1時間未満の場合

- 61 -

187単位

- 63 -

- (1) 所要時間1時間未満の場合

- (2) 所要時間1時間以上の場合

注 指定肢体不自由児施設通園部において継続して指定施設支援を受けた入所児が、最後に指定施設支援を受けた日の翌日から5日の間、指定施設支援その他の福祉サービスの利用がなかつた場合において、指定肢体不自由児施設通園部の従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該入所児の施設給付決定保護者の同意を得て、当該入所児の居宅を訪問して当該指定肢体不自由児施設通園部における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、個別支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

280単位

- (1) 所要時間1時間未満の場合

- (2) 所要時間1時間以上の場合

注 指定肢体不自由児施設通園部において継続して指定施設支援を受けた入所児が、最後に指定施設支援を受けた日の翌日から5日の間、指定施設支援その他の福祉サービスの利用がなかつた場合において、指定肢体不自由児施設通園部の従業者が、個別支援計画に基づき、あらかじめ当該入所児の施設給付決定保護者の同意を得て、当該入所児の居宅を訪問して当該指定肢体不自由児施設通園部における指定施設支援に係る相談援助等を行った場合には、1月につき2回に限り、個別支援計画に位置付けられた内容の指定施設支援を行うのに要する標準的な時間で所定単位数を加算する。

280単位

#### 第5 重症心身障害児施設支援

- 1 重症心身障害児施設給付費（1日につき） 862単位

注 1 指定重症心身障害児施設（指定施設支援基準第2条第10号に規定する指定重症心身障害児施設をいう。以下同じ。）又は指定医療機関（以下「指定重症心身障害児施設等」という。）において、指定施設支援を行った場合に所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する指定重症心身障害児施設の場合は、所定単位数の100分の965に相当する単位数を算定する。

2 重症心身障害児施設給付費の算定において、入所児の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。

3 当該指定重症心身障害児施設又は指定医療機関の1月間の入所による指定施設支援を受けている入所児の利用日数の合計数（以下算式において「実利用延べ日数」という。）が、平成18年9月1日における当該指定重症心身障害児施設等の措置人員の数から当該月における法第27条第1項第3号による措置又は同条第2項による入院委託によって入所している児童の数を減じた数に30.4を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下算式において「加算基準数」という。）を超えない場合は、平成21年3月31日までの間は、1月につき、次の算式により算定した数を所定単位数に加算する。ただし、当該指定重症心身障害児施設等が、施設給付決定保護者から当該施設給付決定保護者が受けた指定施設支援に係る施設利用者負担額として、当該加算がなかったものとした場合の施設利用者負担額を超える金額を徴収した場合は、加算しない。

算式

（加算算定基準数 - 実利用延べ日数） × 当該指定重症心身障害児施設及び指定医療機関における所定単位数 ÷ 実利用延べ日数